令和８年（フ）第６００号
福岡市西区愛宕浜２丁目３番９―1404号　マリナタウン　リベーラガーデン　マリナタワー
破産者　寺本　安江
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６７９号
福岡県宗像市田熊４丁目10番５―501号、前住所福岡県宗像市江口1220番地10
破産者　Ｒ２建装こと　久田　　龍
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７７９号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵666番地49
破産者　横町　美希
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８１９号
福岡市博多区博多駅南６丁目９番39―302号　ＬＩＢＴＨ博多駅南ＷＥＳＴ
破産者　東郷　舞子（旧姓羽太）
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８７５号
福岡市中央区平尾２丁目17番20―501号　グランド平尾
破産者　河野　　洋
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９６８号
福岡市早良区飯倉６丁目37番９号
破産者　鬼木　　恒
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１４９号
福岡市南区三宅２丁目１番７―201号　グランディオス大橋
破産者　高山　夏子
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第３３０号
佐賀市久保田町大字久富466番地
破産者　水山　保行
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７号
熊本県葦北郡芦北町大字湯浦817―１、住民票上の住所熊本県葦北郡芦北町大字天月1228番地
破産者　才藤　　忍
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和７年（フ）第４５５号
大分市大字森1234番地20、住民票上の住所大分市大字月形515番地
破産者　木村真木美
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５８号
青森県弘前市大字福田三丁目３番地14
破産者　齋藤　海琉
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（フ）第６４２号
宮城県黒川郡大郷町大松沢字築道西93番地の３、住民票上の住所仙台市若林区若林５丁目10番４号
破産者　丹野　秀哉
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２８号
仙台市青葉区栗生４丁目９番地の５　サントラコート栗生Ⅰ―103、従前の住所仙台市青葉区栗生４丁目12番地の５　２Ｆ
破産者　庄子　秀樹
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８９号
仙台市宮城野区榴岡２丁目３番28―302号
破産者　佐々木秀人
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２６３号
宮城県塩竈市松陽台一丁目24番２号
破産者　佐々木圭太郎
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４２２号
仙台市青葉区子平町５番１号　エクセレント浅野203、開始決定時の住所仙台市青葉区八幡３丁目２番15―101号
破産者　早坂　弘美
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４７１号
仙台市宮城野区仙石10番１―309号
破産者　川島　雪子
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４７４号
仙台市宮城野区東仙台１丁目７番１―707号
破産者　佐藤　ゆか
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４７８号
仙台市宮城野区平成２丁目７番57号　ハイツ・ヤマキ102
破産者　岩井　　薫
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係